

誰もが

安全安心・自由快適に移動できる 「まちづくり」の推進に向けて

新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想



富士市



これからのまちづくりに必要なこと・・・

●高齢化が進行し、ノーマライゼーションの考え方も浸透しています。

- 現在、我が国では全国的に急速な高齢化が進行しています。
- 障害を持っている方も、そうでない方と同じように活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方も浸透しつつあります。

●高齢者や、身体に障害のある方にやさしいまちづくりが求められています！

- 皆さんが日常的に利用する道路や、鉄道・バスといった公共交通機関など、街なかを円滑に移動することのできるまちづくりが必要です。



交通バリアフリー法が定められました！

- 2000年(平成12年)に「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が定められました。
- この法律では、鉄道事業者やバス事業者といった公共交通事業者に対し、施設や車両等のバリアフリー化を義務づける一方で、市町村においては、一定以上の利用がある旅客施設を中心とした地区において、面的な歩行空間のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための「交通バリアフリー基本構想」を策定できるとされています。
- 交通バリアフリー法では、基本構想で示された事業を2010年(平成22年)までに実施するよう、目標設定されています。

交通バリアフリー法の基本的枠組み

基本方針

(国が定めたもの)

- 移動円滑化の意義及び目標
- 移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項
- 市町村が作成する基本構想の指針

公共交通事業者が講ずべき措置

- 新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の基準適合義務
- 既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の基準適合努力義務

重点整備地区[※]におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

交通バリアフリー基本構想(市町村が作成するもの)

2010年までに実施する事業

公共交通特定事業

公共交通事業者が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施します。

道路特定事業

道路管理者が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施します。

交通安全特定事業

都道府県公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施します。

その他の事業

その他交通施設についての必要な措置、駅前広場、公園等の施設を整備します。

※重点整備地区の中核をなす鉄道駅などの旅客施設を、「特定旅客施設」と言い、1日あたりの平均利用者数が**5,000人以上**といった要件があります。



富士市の交通バリアフリー化に向けての目標と基本方針

○富士市では、高齢者や身体に障害のある方の意見に加え、市民の皆様へのアンケート調査、また第4次富士市総合計画などの上位関連計画をもとに、今後の富士市全域としての交通バリアフリー化に向けた目標と基本方針を以下のように設定しました。

高齢者や
身体に障害のある方の
意見

市民の皆様への
アンケート調査

富士市総合計画、
高齢者計画、
障害者計画など

バリアフリー化の目標

誰もが安全安心・自由快適に移動できる
「まちづくり」の推進

バリアフリー化の基本的な方針

基本方針1

市域全域を視野に入れてバリアフリー化を進めます！

…将来的には、新しい市街地の形成や既存施設の改善及び更新にあわせて順次バリアフリーのための施設整備を推進し、市域全域にバリアフリー化が波及・実現するようなまちづくりを実施していきます。

基本方針2

市民、事業者、行政が連携してバリアフリー化を進めます！

…施設を利用する立場の市民の皆さん、施設をつくり、管理する事業者や行政の三者が連携して、バリアフリーなまちづくりを実現します。

基本方針3

バリアフリー化をチェックする体制
づくりとバリアフリー環境を
継続的に維持します！

…施設の使い勝手について検証するとともに、適正な維持管理により、いつでも安全・安心に利用することができる環境をつくれます。

基本方針4

「こころのバリアフリー化」を進めます！

…高齢者や、身体に障害のある方々への理解と思いやりの心を深める「こころのバリアフリー化」を進めます。



1日あたりの平均利用者数が5,000人を超えており、駅周辺の新たなまちづくりが期待されている新富士駅周辺地区を対象として、以下の流れで「新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

1 新富士駅を中心とする1kmの範囲を**調査地区**として設定しました

- 基本構想では、新富士駅周辺においてバリアフリー化事業を重点的かつ一体的に推進するための重点整備地区を設定する必要があります。
- 重点整備地区は、特定旅客施設から徒歩圏内と想定される概ね500m～1kmの範囲内で設定することが望ましいとされているため、新富士駅を中心とする1kmの範囲を調査地区として設定し、重点整備地区設定のための各種調査を実施しました。

2 調査地区において**重点整備地区**を設定しました

- 新富士駅周辺地区は地方拠点都市法における拠点都市地域の指定を受けており、中長期的視野のもと、一体的な都市基盤整備による新たなまちづくりが期待されている地区となっています。
- 新富士駅南側地区においては、この地方拠点都市法に基づいた都市基盤整備として、既に土地区画整理事業が施行中となっています。
- 新富士駅北側地区においては、一団として立地している工場等が稼働中であること等から、現時点では明確な都市基盤整備事業の位置づけはないものの、新富士駅前グラウンド用地において多目的施設の建設が予定されています。

➡以上のことを踏まえて、新富士駅周辺地区において重点的にバリアフリー化を図る**重点整備地区**として、右図に示す**約51haの区域**を設定しました。

3 重点整備地区において**特定経路**を設定しました

- 新富士駅北側地区において多目的施設が2008年(平成20年)に建設されることを踏まえて、本構想においては新富士駅と多目的施設とを結ぶ経路を**特定経路**として設定します。

➡具体的には、右図に示す新富士駅～新富士駅北口駅前広場～一般県道富士停車場線((都)田子浦伝法線)～市道50-1号線((都)前田宮下線)～多目的施設のルートを**特定経路**として設定しました。

「新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定しました!

フィールドワークを実施しました!

重点整備地区や特定経路を設定するにあたり、高齢者の方々や身体に障害のある方々といっしょに、新富士駅周辺のバリアの状況についてチェックをおこないました。



新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想における重点整備地区及び特定経路



交通バリアフリー 関連用語解説

バリアフリー

高齢者や身体に障害のある方などが、安心・快適に日常生活や社会生活をおくることができるよう、段差などの障壁(バリア)をなくす(フリー)ことを言います。

平成12年の交通バリアフリー法の施行により、鉄道やバスなどの公共交通機関や道路などの公共空間における移動円滑化を目的とする言葉として、広く認知されるようになりました。また、近年では社会的・制度的・心理的な障壁をなくす場合にも用いられています。

ユニバーサルデザイン

障害の有無や性別、人種などにかかわらず、様々な人々が公平に利用できるように都市施設や生活環境をデザインするという考えです。

バリアフリーが「今ある障壁を取り除く」という考え方に対し、ユニバーサルデザインは「(障壁等が発生しないよう)あらかじめ、そのようなデザイン)にしておく」という積極的な考え方と言えます。

ノーマライゼーション

人間として普通(ノーマル)の生活を送るために、誰もが同等の権利を持つという考え方です。

4 実施すべきバリアフリー化事業を設定しました

- 2010年(平成22年)までに重点整備地区内において優先的にバリアフリー化を図るべき特定経路を以下のように区分し、事業を設定しました。

対象施設名称	整備主体	実施する事業
A 新富士駅北口駅前広場	富士市	<ul style="list-style-type: none"> ● 広場中央部バス停留所周辺の改善の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子等でもすれ違うことのできる十分な待機スペースや、安全なスロープ等の確保 ・音声等による案内情報施設の設置の検討 ● 身障者用駐車スペースの拡充の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・身障者用駐車場の拡充の検討と利用案内板の設置(利用マナーの啓発) ● 利用者へのわかりやすい情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい案内板、サイン等施設の充実 ・既設誘導ブロックの色調検討
B 一般県道富士停車場線(都)田子浦伝法線	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子等がすれ違うことのできる十分な歩道幅員の確保 ・歩道路面の凹凸や縦横断勾配等の改善、透水性舗装材の採用 ・交差点部における、安全かつ十分な溜まり空間の確保 ・横断歩道と車道との段差の解消 ・道路側溝の金属蓋の、目の細かいものへの交換 ● 利用者へのわかりやすい情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な箇所への誘導ブロック・案内板等の設置
	静岡県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 信号機のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な箇所への、音響信号機等の設置の検討
C 市道50-1号線(都)前田宮下線	富士市	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子等がすれ違うことのできる十分な歩道幅員の確保 ・歩道路面の凹凸や縦横断勾配等の改善、透水性舗装材の採用 ・交差点部における、安全かつ十分な溜まり空間の確保 ・横断歩道と車道との段差の解消 ・道路側溝の金属蓋の、目の細かいものへの交換 ● 利用者へのわかりやすい情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な箇所への誘導ブロック・案内板等の設置
	静岡県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 信号機のバリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な箇所への、音響信号機等の設置の検討
D 市道50-1号線から多目的施設に至る歩行者空間	富士市	<ul style="list-style-type: none"> ● ハートビル法等との連携による、バリアフリー空間の連続性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道から多目的施設までの連続的なバリアフリー空間の形成

※新富士駅は、エレベーターによる垂直方向の段差の解消や視覚障害者用誘導ブロックによる動線確保等により、駅舎全般にわたり既にバリアフリー化が図られているため、2010年(平成22年)までに実施する事業はありません。



「新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」は、
高齢者の方々や身体に障害のあるの方々、
また関係各機関と行政の協働作業によって策定しました。

●「新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」の策定体制

「新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」は、ユーザー（使用者）である高齢者の方々や身体に障害のあるの方々の意見を聴きながら、また実際にバリアフリー化事業をおこなう事業者等との調整を図りながら策定しました。

具体的には、主に交通バリアの実態を正確に把握し、バリアフリー化に向けての基本的な方針について検討をおこなう「基本方針検討協議会」と、バリアフリー化に必要な個別の事業内容について検討をおこなう「事業化検討協議会」の2組織と富士市の協働作業によって、検討を重ねました。

協働による構想の策定



●「新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」の策定プロセス

平成16年	6月	市民意向調査の実施	・福祉団体及び新富士駅周辺居住者等へのアンケート実施
	7月	第1回基本方針検討協議会	・交通バリアフリー法について ・アンケート調査結果
	9月	第2回基本方針検討協議会	・新富士駅周辺のフィールドワーク実施
	10月	第3回基本方針検討協議会	・目標及び基本方針について ・重点整備地区について
	11月	第1回事業化検討協議会	・交通バリアフリー法について ・目標及び基本方針、重点整備地区について
	12月	第2回事業化検討協議会	・関係各課、機関へのヒアリング実施
平成17年	1月	第3回事業化検討協議会	・バリアフリー化事業について
	2月	パブリック・コメントの実施	・基本構想(案)についての意見募集
	3月	第4回事業化検討協議会	・「新富士駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」について(最終とりまとめ)

編集・発行 平成17年3月
富士市都市整備部都市計画課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地
TEL : 0545-55-2786 FAX : 0545-53-2773
E-Mail : toshikei@city.fuji.shizuoka.jp
ホームページ : <http://www.city.fuji.shizuoka.jp>